

埋蔵文化財発掘の届出及び添付書類について

■埋蔵文化財とは

埋蔵文化財とは、「土地に埋蔵されている文化財（文化財保護法第92条）」のことで、これらは国民の歴史的財産として大切に取り扱い後世に伝えていく必要があります。今回建設工事を計画されている場所は、文化財保護法第93条に規定されている「周知の埋蔵文化財包蔵地」として周知されている範囲内となりますので、以下の書類を提出いただくようお願いいたします。

■書類の提出について

1. 提出先

〒259-0123 二宮町二宮 1240-10 二宮町生涯学習センター（ラディアン）内
二宮町教育委員会教育部生涯学習課
電話 0463-72-6912/FAX 0463-72-6914

2. 提出時の注意事項

- ・文化財保護法第93条に基づき、工事着手60日前までに必要書類をご提出ください。
- ・書類提出時は、月曜日から金曜日の9時～17時の間にご持参ください。
- ・ラディアン休館日の場合は、北側駐車場の職員通用口にお越してください。
- ・提出後、工事内容等に変更がありましたら必ず町担当課までご連絡ください。
- ・提出後、後日神奈川県教育委員会からの通知が二宮町を經由して送付されます。

■提出書類／図面について（**【】**内は必要部数になります）

- 【2部】** 埋蔵文化財発掘の届出について（指定様式）
- 【1部】** 工事の概要（指定様式）
- 【1部】** 埋蔵文化財の試掘・確認調査について（指定様式）
- 【1部】** 発掘調査承諾書（指定様式）
- 【2部】** 委任状*（指定様式）
- 【2部】** 事業所在地に関する図面（案内図、地番確認図「公図」）
- 【2部】** 敷地面積に関する図面（敷地求積図）
- 【2部】** 建物に関する図面（断面図、敷地図面に建物が入っている図面「重ね図」）
- 【2部】** 基礎工事等に関する図面（基礎伏図、矩計図）
- 【2部】** その他工事に関する平面／断面図等（下記に該当するもの）

杭打ち、土壌改良、浄化槽設置、上下水道配管、擁壁・造成工事、その他掘削

※届出人と書類申請者が異なる場合は必要となります。